

# 美しい県土づくり推進委員会 第1回

## － 要 旨 －

■日 時：平成23年8月9日（火） 14:00～16:00

■場 所：山梨県庁本館2階特別会議室

■委 員：（敬称略。50音順。）

### 《出席》

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 山梨大学大学院准教授            | 大山 勲  |
| 東京大学大学院准教授            | 小野 良平 |
| 色彩計画家                 | 加藤 幸枝 |
| 国土交通省関東地方整備局建政部計画管理課長 | 北間 美穂 |
| 山梨大学大学院教授             | 北村 眞一 |
| 東京工業大学名誉教授            | 中村 良夫 |

### 《欠席》

環境省南アルプス自然保護官事務所上席自然保護官 宮澤 泰子

### ■事務局

山梨県県土整備部 技監  
山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室室長  
同室長補佐  
同副主幹

### ■次第：

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. あいさつ
4. 委員、事務局等紹介
5. 委員長選出
6. 委員長あいさつ
7. 議事
  - (1) 推進委員会の進め方について
  - (2) 美しい県土づくりに向けた今後のあり方について
  - (3) その他
8. 閉会

## ■議事要旨

### (1) 委員会の進め方について（資料－3で説明）

- ・特に意見なし。今年度は、資料の通り委員会を進める。

### (2) 美しい県土づくりに向けた今後のあり方について

#### 委員長：

現在、県内 27 市町村中、景観行政団体が 17 市町村、景観計画策定済みは 4 市村ということである。私の知る限りでは、景観行政団体の割合は他の都道府県と比べてかなり高く、山梨県は取組みが進んでいると思う。

それでは、まず、山梨県景観審議会に参加しておられる委員から、審議会の運営を通じて感じている県内景観行政の状況、課題等について伺いたい。

#### 委員：

山梨県景観審議会は、県の景観条例についての審議と、「美しい県土づくりガイドライン」（以下、ガイドライン）の作成を行った。それらに基づき市町村や現場で各種取組みが進んでいる状況である。

山梨県の景観構造について以下の特徴が挙げられる。

- ・近景から遠景まで一望できる。例えば甲府盆地から富士山、南アルプスが見えるなど、広いエリアの景観を望むことができることが特徴である。
- ・山、川、道路など骨格がはっきりしている。
- ・盆地から山地まで、標高差があり立体的な景観が展開している。

このような景観構造の下、個々の現場で景観形成に関する取組みが行われているので、審議会では景観形成の大きな方向性を示すことを目的の 1 つとして、ガイドラインの作成に着手した。2 年間の作成期間において、現場も見ながら検討を進めた。

今後は、ガイドラインをどのように活用するか、現場がガイドラインを用いてどのように取組むかが課題となっている。

県下の個別の取組みに関しては、かつてはリゾート地で景観問題が生じ、該当する自治体はその対応を行ってきた。広域的な景観としては、日本風景街道に「八ヶ岳南麓」、「富士山麓」の 2 ルートが登録され、取組みが行われてきている。

主に、現地の景観に関する住民意識をいかに高めるか、自治体としてはいろいろな取組みを行ってきてはいるものの、自治体と現場との協働の取組みを今後いかに構築するかが課題である。

#### 委員長：

ガイドラインは各市町村でどのように活用されているのか。

#### 事務局：

ガイドラインは、市町村が景観計画を策定する際の手引書となるとともに、県として景観形成の方向性を示すことを目的として作成した経緯がある。現在は、ガイドラインを活用いただき各市町村が景観計画の策定を進めている状況にある。

**委員長：**

山梨県景観条例に基づく大規模行為の届出制度があるが、審議を要する案件は上がってきているのか。

**事務局：**

大規模行為に関しては、規定による一定規模以上の建築行為等について届出を受け、県当局が審査を行っている。

また、景観形成地域については清里地域一箇所を指定し、同地域では戸建て住宅規模までを届出対象とし、県が内容を審査してきた。

**委員長：**

それでは、各委員に、景観法にとらわれず、山梨県の景観形成上の課題についてどう考えているか伺いたい。

**委員：**

山梨県の景観を考える際に一番重要な事は、山梨県では都市計画区域はあまり広くなく、都市の景観は限られており、むしろ農村景観が大事だという認識を持つ必要がある。しかし、県の景観担当部署は県土整備部、市町村の担当部署も建設課等であり、縦割りで進む傾向にあることから、農村部において各種の調整をいかに行き、地域において調和のある景観形成を進めるかが課題である。

山を眺めるという眺望景観、眺める対象としての山を重要視する必要がある。景観づくりにおいて特に眺望に配慮すべきである。

先ほどの清里における景観形成地域の指定、および小規模な建築物も届出対象とした背景はマンション訴訟が発端となっている。河口湖においては富士山への眺めにおけるリゾートマンション問題が発端となり、富士河口湖町が規制を検討した。このように、これまで山梨県においては県または市町村が危機感をもって必要な方策を行ってきた。一方で、市民が景観に対する問題意識を抱き、その解決のために取組みを展開するという流れは弱かったのではないかと考えている。

現在、県内市町村が景観計画策定を進めているが、他県の先進的な自治体と比べると、景観行政をあまり積極的に進めてこなかったところが、いきなり景観計画策定の段階に入っており、自治体の景観担当職員の数も限られる中で、まずはできるところから始めようとしているというのが実情である。

なお、先ほど住民からの取組みの展開の流れが弱かったと言ったが、それは必ずしも住民の意識が低いというわけではない。地域の景観についてワークショップを行うと、意識の高い住民、団体が存在することがわかる。そのような住民はこれまで行政とどのように係ればよいのかが分らなかった。市町村担当者も市民への働きかけ方がわからないなど、協働に慣れていないという実情がある。

**委員長：**

市民の意識は高いが、行政からの働きかけが無かったためにその意識が表に出てこなかったということならば、市民の意識をうまく引き出す仕組みを整備することが必要であろう。

**委員：**

山梨県における景観形成の取組み事例を見ると、これまでのところ外から山梨県に来た移住者が先導してきた場合が多い。しかし、その取組みにはまちづくり的視点がない。現状の「〇〇の景観を守りたい」というものであり、地域の歴史、伝統、風景、場所性など、地域の資源等を活用し地域の特性に応じて、地域の景観をより良い方向に創りあげていくという視点には立っていない。

今後は、地域の重要な資源を把握し、それらを活用し地域の景観をより良い方向に伸ばそうとしている人々の取組みを助ける方策が必要である。

**委員：**

国土交通省は「新しい公共」の考え方による地域づくりを推進している。モデル事業に採択された山梨県の活動団体も参加し、年に1回シンポジウムを開催し活動報告などを行っている。

まちづくりに取り組んでいる方々としては、地域に以前よりお住まいの方の他、新しい住民の方や大学等研究機関の方等の地域外の人々があげられる。上記シンポジウムでは、地域の人々は地域の資源・魅力に気づいていなかったが、地域外の人々に地域の資源・魅力を指摘され、そこで地域の人々が気づき一緒に活動するという事例が話題となった。

その時に問題となるのは活動継続のための資金確保である。国土交通省は地域で活動している方々に直接補助は行わない。一方、地域の方々はビジネスモデルを構築して活動を継続するまでの力が無い場合が多く、今後、取組みを継続するにはどうすべきかが課題であると考えている。

**委員長：**

一概には言えないが外部の視点はまちづくりにおいて刺激になることはある。

**委員：**

景観を説明する際「人相」という言葉を使うとわかりやすいと考えている。「人相」は表情とともに人の内面をも含む言葉であり「景観」も同じではないかと考えている。これは私のオリジナルの考えでは無く、ドイツの地理学者のフンボルトがフィジオノミーという言葉を使用した。この言葉の意味は、辞書に①人相、②相貌と示されている。景観を人相に例えると、その土地の奥にあるもの（人相でいう内面）に意味が与えられ、その土地の意味を皆が共有することでその土地の「景観」が認識されると考える。

以上を踏まえると、ガイドラインをすべて達成しても、綺麗にはなるが魅力が良く分らないということになるおそれがある。住んでいる人はもちろんのこと外部から来た人が、目に見えるものを通してそこに何を見出せるかが重要である。

一例をお話すると、石和温泉の近くに山梨岡神社がある。鳥居から社殿方向を望むと、背後にきれいな独立峰（神体山）があるように見えるが、鳥居から社殿を望む視軸に対して直角の方向から見ると、実は背後に独立峰はなく単に山地から丘陵部が伸びてきていることがわかる。見る角度によって山の形が異なる。ちょうど社殿背後に神体山が見えるように参道が整備されているのである。

山がありそこから湧き出る水があり、その水を利用して農耕が営まれ集落が発達し街

道が通った。ガイドラインに示されている「山の景」「水の景」「道の景」「農の景」「街の景」全てが存在する。地域の人々はかつてこの場所に様々な意味を見出し、まちを形成し神社を建てた。しかし、現代の、地域の人々は上記のような意味を共有できていないだろう。その土地に与えられた意味を掘り起し、各要素の関係性をふまえ認識できるようにサポートし、地域の人々が面白がって景観を考えてくれるような手がかりを与えることが重要であると考えます。

#### 委員：

景観法に基づく景観計画を策定する場合、特に景観形成基準を定める際に市町村間で差別化を図ることとなる。しかし基準はあくまで目安であり、絶対的な値ではない。色彩は、その規模、周辺の色彩環境との関係性によってとらえられ方が多様であり、色彩基準の数値だけで良い悪いを一律に判断することは難しい。

例えば、今日、車窓から緑の中の家並みを眺めた際に瓦と金属折板の屋根が目についた。瓦の場合、比較的鮮やかな青色であっても一枚ずつのピースで全体が形づくられていて色むらがあり、中景・近景と近づく毎に景観になじむ印象があるが、折板のように面的に、かつ均質に高彩度の青色が出現すると、色面としての存在が強烈で周辺の特に自然景観との不調和が強調されていると感じた。つまり、色彩の数値基準以上に色彩環境のとらえ方、判断の仕方が重要ということである。このような、場の特性を読み込んだ上での色彩環境のとらえ方、判断の仕方を普及啓発できればと考える。

一方、景観形成においては市民ひとりひとりの日常のちょっとした振る舞いも重要である。一人の商店主が明日できること、例えば古くなった広告を撤去したり派手な看板の色を少し変えたり、店先に花を植えるなど、個人が取り組みやすい景観形成の取組み例等も示せば良いと思う。

#### 委員長：

いくつかの自治体の景観計画の策定に係わってきたが、計画はできるものの、どこのまちの景観計画も一緒という感が否めない。その計画の力点の置き方が良く分らない。

自治体は、地域の特徴あるところに注力すべきである。そこから抜けてしまう場所については、都市計画をはじめ既往のさまざまな手法で対応すれば良い。ある意味、かなりクセがある計画があっても良いと思っている。

複数自治体に跨る景観に関しては県がリーダーシップを取るべきである。

富士五湖周辺は別として、山梨県の場合、山の風景、農村（山の麓、野山の「野」）の風景が重要となるであろう。

山梨県全体を見たときに盆地景観が特徴といえる。盆地景観は盆地を取り囲む周辺部が特徴的であり、そのようなところを発見し、山、川、農、集落等、総合的に景観をとらえる必要がある。

県はそのような重要な「場」を示す必要がある。ガイドラインにはそのようなヒントが数多くあるはずである。示す際、資源の存在を示す単語ではなく周辺との関係性をも含むフレーズ、イディオムにまとめていくことが、山梨らしい景観形成に役立つと考える。

景観形成モデル事業については、空間として特定の場所に重点をおき事業を集中展開することも考えられる。県としては全体に満遍なく実施しなければならないという考えがあるかもしれないが、集中的に投資する方法もある。

**事務局：**

景観形成モデル事業は県内万遍なく実施しようとは考えていない。景観計画を策定しても実際に地域の景観形成が進まないといけないので、先導となる良い例にしようという目的で事業を創設した。

景観形成モデル事業は、景観計画を策定した市町村において住民、市町村、県の3者協働による事業実施が可能な地区をモデル地区として指定し、そこに重点投資を行うことを想定している。

事業メニューとして様々な取組みを可能としているが、実施区域は先の3者で策定する修景計画で定めることとしている。その際、広い区域を指定するのではなく、面的に事業を展開できるが比較的小さな区域を指定し、地域住民や建物所有者などの8割程度の同意が得られた場合に事業を実施することとしている。

**委員：**

景観事業の難しさは、例えば道路事業により道路空間は美しくなるが、その沿道を含む道路景観は道路事業だけでは良くならないというところにある。沿道の取組みが道路整備と連動しないのが実情である。また、沿道の何軒かは頑張って道路整備に伴い修景整備等を行おうとするが、地区がまとまって取組むということは非常に難しい。

甲州市の上条地区など成功事例はあるが、大半は賛成、反対が入り乱れ、地域でまとまって事業を導入することは難しい。

そこで民間にどのような補助を行うかが鍵となる。またそれ以前に、地域住民に事業の目的や景観形成について理解していただくことが重要であるがそれが難しい。

白州、忍野など、取組みの芽があるところは存在するので、それらの取組みを発展させることが重要であり、その点で今回創設された景観形成モデル事業に期待している。

景観アドバイザー制度はこれまで有効に機能している。現場で直接課題解決方策を検討し実行に移してきた。

これまでの地域の景観資源調査の蓄積もあり、県内で「ここは」という場所は概ね想定できる。

まちづくり交付金のような事業があれば良いと考える。伝統的建造物群保存地区など文化財等の重要な資源を有する地区はそれなりに補助事業メニューがあるが、その他のふつうの街に導入できる事業メニューが無いのが現状である。

プロジェクト方式が戦略的には良いと思う。

**委員長：**

どこがプロジェクトの実施場所としてふさわしいか、県民のコンセンサスを得られる場所を抽出できるかが重要である。コンセンサスが得られる場所なら景観形成モデル事業を実施する価値がある。

ガイドラインの地域区分は行政区となっているようだが、それは必ずしも景観的に意

味のあるユニットと同じではないであろう。そのようなユニットをとらえ、そこで合意形成ができれば総合的な取組みを実施する価値があると思う。

今後、委員の方々に取組み方策のアイデアを出していただく際に、具体的な場所が示せるとイメージしやすい。その具体的な場所が景観形成モデル事業の実施箇所になっていけばよいと思う。

まず、基礎データをレビューしてそのような景観ユニットを把握することが重要である。その景観ユニットはおそらく小さな区域になるのではないか。そこで事業展開が図れれば効果的だと思う。

**委員：**

景観のユニットはガイドラインの区域区分よりも感覚的には小さくするととらえている。ただし、そのようなユニットに優先順位を付けることは難しい。

**委員長：**

ある程度の作業が必要となるが、県全体を対象とする場合その目鼻立ちをどのようにとらえるかがポイントとなる。

中心市街地の中で重点的な地区を設定することはそれほど難しくない。しかし、農村部を含む自然景観に関しては山による囲まれ具合、水の流れの具合、見晴らし、谷の形など、地形に依存するところが多くとらえにくい。そのような農村部において重要なところを抽出することがある意味景観計画といえる。そこで、農村部を含む自然景観において山梨県として集中的に景観形成に取り組むべき範囲を抽出してほしい。

既存の景観計画では、重要な資源の写真が掲載されているがそれらはアルバムでしかない。その場のコンテキストの読み込みが必要である。

都道府県レベルでそのような景観計画を検討することは難しいが、例えば東京都では、多摩川など骨格的な要素を景観軸として取り上げている。

山梨県の場合、山体、山裾の形、スカイラインが重要となるのではないか。

**委員：**

次回（10月半ば）、山梨県全体の景観構造と重点的に取り組むべき地区に関する資料を提示したい。

**委員：**

まちづくり交付金は名称が変わり、ほぼ同じような使い勝手に社会資本整備総合交付金となった。

景観形成に関しては、以前から、関連する補助金がないという意見があるが、社会資本整備総合交付金の中の提案事業やまちなみ環境整備事業など、多数の事業の組み合わせで取組みを実施できる。県には、(市町村等に)補助事業の紹介をしてもらいたいと思う。

なお、社会資本整備総合交付金の一部について地域自主戦略交付金という制度に移行しているが、現在ある事業メニューは、名前が変わるが内容は継承される。社会資本整備総合交付金は県から市町村に配分するしくみで、景観形成モデル事業のような事業の財源とすることも可能である。

**委員長：**

富士五湖は世界文化遺産登録関連の取組みもあり、景観形成モデル事業候補地として考えられる。しかしそこだけに限ってよいのか、県としてはどう考えているか。

**事務局：**

世界文化遺産に関連するところは早期に取組みたいが、そこだけに限定する考えはない。世界文化遺産の構成資産である富士五湖は富士河口湖町と山中湖村にある。この2町村における湖からみた富士山を含めた景観や、忍野村の河川から見た富士山を含めた景観をモデル事業の候補地として想定していたが、それだけでなく、県全体の景観構造から重視すべき地区を抽出した上で検討することも大切と考える。いずれも地元自治体、地域住民との協働体制をいかに構築できるかが課題である。

**委員長：**

富士五湖に関しては県の選定は間違っていないと思う。むしろその他に盆地など重要な地区があるのではないかと考えている。

**事務局：**

富士五湖周辺に関しては屋外広告物が景観阻害要因となっている。古い看板を取り除くことに補助金を導入し所有者負担を1/5とする経済的な支援を行うことで、地元の人々の景観形成に関する意識の盛り上がりを期待している。また、湖畔の栈橋や切符売場等についても補助金を導入し良好な景観を形成していきたいと考えている。

**委員長：**

地元には水辺における団体等はあるか。

**事務局：**

土産店の団体はないが漁業組合等の団体がある。湖畔については利害関係者が多いので小単位で事業導入を図って行きたい。特に河口湖、山中湖は非常に広いことから、湖畔でも一部の区域で合意形成を図って整備を行い、それをモデルとして近隣の事業者へ景観整備のメリットを示すことができると考えている。

**委員：**

現地を見ていただくことが一番良いが、例えば富士河口湖町は、人口減少、高齢化が進んでいる。事業を継承する若者もいない。商業地域でも店を閉じている店舗が散見される。かつての中心市街地では廃墟然とした建物もある。数軒の土産物店、旅館が頑張っている状況で、営業している店舗は最盛期の半分以下であろう。

山中湖でも湖畔に廃ボートがあるが、その処理にはそれなりの経費がかかりなかなかきれいにならないという現状がある。

地元経済は非常に厳しい状況にある。良好な景観形成にとっては地域の活力の低下が一番の問題となっているのが現状である。

**委員長：**

商売繁盛で観光地の景観が悪くなっているのではなく活力低下で景観が悪化しているということか。

**委員：**

その側面が大きい。

**事務局：**

ガイドラインでは生活圏ごとに地域の景観資源を示した。県としては、市町村、県民の景観に関する意識を高めたいと考えている。

山梨県はかつて景観ではなく観光という切り口でモデル事業を行ったことがある。最初は2、3の地区を限定して設定し地区同士で競争させながら集中投資を行った。しかし、次第に周辺からの様々な要望へ対応して薄く広く事業を展開した結果、望んでいた効果を出せなかったという経緯がある。

今回の取組みでは地域で景観形成に関する計画を作成していただき、地域の合意形成のもとに目に見える形で重点的に景観形成を図り、住む人も訪れる人も満足できる景観整備を住民との協働により実現したいと考えている。

県としてはこのような取組みの可能性がある地区を市町村からあげていただき、そこで景観形成モデル事業を展開し、その他の地区に対しモデルとして示せる景観形成を行いたいと考えている。

また、この取組みは継続的に行うことが重要であると考えている。

**委員長：**

景観形成モデル事業の対象地を県としてどのようなポリシーで選ぶのかが問題となる。都市景観に関して全国的に名が知れていて重点的に景観形成を図った地区は、例えば長野県ならば小布施や松代など各県2、3地区ではないか。伝統的建造物群保存地区やそれに類するような地区が多い。

しかし山梨県の場合はこれらと同じような場所を選ぶ必要はない。また、山梨県の場合そのような都市は思い浮かばない。むしろ委員が指摘したとおり農村部において山梨県の特長が出せると考えられる。

**事務局：**

県としても都市部より農村が重要と考えている。また、かつては繁栄していたが近年さびれている地区、例えば身延町の下部温泉や身延山門内商店街地区など、住民が危機意識を持っている地区を想定している。

このような地域について県と地元自治体、住民が協働体制を築けそうな所を、市町村からあげていただいて早期に具体化しモデルを示していきたいと考えている。

**委員：**

先ほど河口湖での過疎問題に触れられていたが、全国の限界集落ではその地の、あるいはIターンの若者をいかに取組みに巻き込むかが課題となっている。山梨県にも自分たちの取組みを発表したいと考えるNPO等の団体や、何か取組みをしたいと考えている主体があると思う。例えば山中湖のボート事業者の小屋の色彩を変える際に、アート活動の対象として提供するなど主体間を結ぶ等、場・ひと・活動のネットワークを構築する必要があり、市民間の小さな活動を支えていくような仕組みづくりが求められている、と感じる。

もう1つ、民間の事業者にもより一層景観形成に対する認識を持っていただくことが重要であり、そのために、景観を整えたり地域の景観形成に寄与することが、何かしら企業の利益につながるということを示し、その成果を評価して広く市民にも知ってもらうことができればよいと思う。企業の金銭的な利益につながるという短絡的な視点だけでなく、地域の評価が上がることで地域の活性化や観光産業の発展につながるといった、目にみえにくい中長期的な効果を可視化して示すことができればと考える。

**委員：**

山梨県のように、山に囲まれている県は他にないのではないかと。しかも、全ての県境が国立公園となっている。

国立公園の根拠である自然公園法は、風致景観を取り扱った一番古い法律である。しかし、自然公園行政は規制型で、もう少し利用という観点から良好な景観を生み出す取組みができないかと思う。

県をぐるりと取り囲む山の景観が山梨県らしい景観といえることは間違いない。県として景観形成のためのモデルとなる地区を選ぶ際に、先ほど委員が指摘した「近景から遠景まで見える」ということと山の取扱いが重要になると考える。そしてそれらは広域的な景観であるため、県の役割がそこにあるといえる。

**委員長：**

山が重要になる。山の景観の捉え方について検討をお願いしたい。景観ユニットの捉え方としては、視点の集合体として水系もその1つとなり得るかもしれない。

(3) その他（景観づくりを全県的かつ継続的な運動にするための美しい県土づくり推進大会（仮称）について説明。開催時期は明年2月。美しい県土づくり推進会議の総会を兼ねる。推進会議には、県、国、市町村、公共公益団体、公益的事業者の他、NPO や法人格を持たない任意団体にも広く声をかける。）

**委員：**

県民大会について提案であるが、地域の方々の景観形成に関する取組みの発表の機会となればよいと考える。

**事務局：**

次回、県内の様々な団体がどのような活動をしているか情報を提供する。

以 上